

広報やつしろ 災害臨時号 vol.5

ホームページアドレス：<http://www.city.yatsushiro.lg.jp/>

令和2年8月7日発行
八代市役所 秘書広報課
TEL 33-4101
八代市鏡町内田453-1 ■市ホームページ ■市公式Twitter



坂本支所仮設事務所の開設及び復興推進課を新設しました

仮設事務所には、旧坂本支所内にありました全ての課及び事務所が入ります。また、様々な業務に対応できるよう地域振興課は職員が増員となっております。

さらに、坂本町の復興、被災者をはじめ地域の皆様の気持ちに寄り添いながらスピード感をもって進めるため、復興推進課を新設しました。

■開設日 8月11日(火) 8時30分～

■開設場所 旧松陵スポーツセンター跡地駐車場（坂本の里一灯苑横）

■問合せ 坂本支所仮設事務所
TEL 45-2211

八代消防署坂本分署の運用について

坂本町の火災・救急等については、旧松陵スポーツセンター跡地で運用を開始した坂本分署が出動します。

■問合せ 八代広域行政事務組合消防本部
TEL 32-6181

災害相談窓口の休日開設 8/8～8/10

■坂本の里一灯苑

9時30分～16時30分
TEL 080-2348-4042
TEL 080-2344-1842

■田上社会教育センター

9時30分～16時30分
TEL 090-5398-9242
TEL 080-2343-9042

罹災証明書の申請受付について

8月11日(火)以降、罹災証明書の申請受付時間は平日8時30分から17時15分までとなります。

■問合せ 市民税課TEL 33-4107

【再掲】家屋・店舗・敷地内等に堆積した土砂や流木、がれき等の撤去でお困りの方へ

高齢者や自身での作業ができない方、ボランティアでの対応が困難な場合等は、所有者の申請に基づき、家屋・店舗・事業所・空き家・小屋・敷地内に堆積した土砂や流木、がれき等を本市が撤去します。まずはお問い合わせください。

■必要書類の設置場所

建設政策課、各避難所
(市ホームページからもダウンロード可)

■申請先・問合せ

建設政策課 TEL 33-4116
循環社会推進課 TEL 34-1997

住まいに関する休日相談会開催

「仮設住宅」や「みなし仮設住宅」等に関する相談をお受けします。新しい住まいの事でお悩みの方はぜひご相談ください。賃貸物件情報も用意してお待ちしております。

■日時 8月8日(土)～9日(日) 17時～19時

■場所 八代トヨオカ地建アリーナ

■問合せ 住宅課TEL 33-4122

【再掲】仮設住宅の入居者募集中

入居を検討されている方は、8月14日(金)までに住宅課へ申し込みください。

■場所 八代市民球場南側駐車場(古閑中町)

※詳細はお問い合わせください。

■申込・問合せ 住宅課TEL 33-4122

くま川ワイワイパークでも災害ごみの受入れを開始します

■受入日時 8/9(日)～8/31(月)

9時～15時30分

※水曜日及び8/13(木)～15(土)は休みです。

■受入場所 くま川ワイワイパーク第3駐車場

※受入品目、注意事項等はお問い合わせください。

■問合せ 循環社会推進課TEL 34-1997

固定資産税の減免

申請いただくとそれぞれの資産区分の損害の程度に応じて、納付額を以下の割合で減免します。損害の程度等、ご不明な点がありましたら、資産税課までお問い合わせください。

資産区分	損害の程度	減免の割合	必要なもの
家屋	全壊	全部	①減免申請書 ②印鑑 ③被害の状況がわかる写真
	大規模半壊	6割	◆住家の場合：①、②+罹災証明書（コピー可）
	半壊	4割	◆住家以外の場合：①、②、③+家屋本体の修理に要する見積書又は領収書
土地	当該土地面積の10分の8以上	全部	①、②、③
	当該土地面積の10分の6以上10分の8未満	8割	
	当該土地面積の10分の4以上10分の6未満	6割	
	当該土地面積の10分の2以上10分の4未満	4割	
償却資産	全壊、流失、埋没等による除却	全部	①、②、③+償却資産の修理に要する見積書又は領収書
	10分の6以上	8割	
	10分の4以上10分の6未満	6割	
	10分の2以上10分の4未満	4割	

市県民税・国民健康保険税の減免

申請いただくと住宅又は家財の損害の程度に応じて、納付額を以下の割合で減免します。損害の程度等、ご不明な点がありましたら、市民税課又は国保ねんきん課までお問い合わせください。

事由	減免の割合			
死亡した場合	全部			
障がい者となった場合	9割			
合計所得金額	住宅・家財等の損害の程度による減免の割合			
	2割以上～4割未満 (半壊相当)	4割以上～5割未満 (大規模半壊相当)	5割以上 (全壊相当)	
市 県民税	500万円以下	2分の1	4分の3	全部
	750万円以下	4分の1	8分の3	2分の1
	750万円を超えるとき	8分の1	16分の3	4分の1
国民 健康 保険税	500万円以下	2分の1		全部
	750万円以下	4分の1		2分の1
	750万円を超えるとき	8分の1		4分の1
必要なもの	減免申請書、罹災証明書（コピー可）、印鑑			

減免申請期限 令和3年3月31日(水)

減免申請書の配布先 資産税課、市民税課、国保ねんきん課、各支所、日奈久出張所、二見出張所、坂本の里一灯苑、田上社会教育センター
※市HPからもダウンロードできます。

減免申請書の提出先・問合せ 資産税課TEL 33-4108 市民税課TEL 33-4107
国保ねんきん課TEL 33-4113

介護保険料の減免に関するお知らせ

介護保険第1号被保険者（65歳以上）の方の介護保険料が、申請いただくと損害の程度により全部又は一部減免となります。

■減免申請の提出期限 令和3年3月31日(月)

※減免の内容等、詳細はお問い合わせください。

■申込・問合せ 長寿支援課TEL 32-1175

県税の減免等に関するお知らせ

災害により大きな被害を受けられた方には、自動車税等の県税を減免したり、申請手続きや納付等の期限を延ばしたりする制度がありますので、詳細はお問い合わせください。

■問合せ 県南広域本部課税課

TEL 33-3180